

◎新潟県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項（第84条において準用する同法第48条第9項により準用する同法第8条第1項）の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適當と決定したので、令和7年5月19日から令和7年6月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月16日

新潟県新潟地域振興局長

| 事業主体の所在・名称 | 地区名 | 事業名 | 新規変更の別 | 縦覧の書類 | 縦覧の場所 | 根拠条文 |
|-----------------|--------------|------------|--------|---------------------------|--------------------------------|------|
| 五泉市 早出川土地改良区 | 早出川土地 改良区 | 維持管理事 業 | 変更 | 土地改良事業 (変更) 計画 書の写し | 新潟地域振 興局農林振 興部ウェブサ イト | 第48条 |

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適當決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適當決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適當決定があつたことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。